

企画競争実施の公示

令和 5 年 10 月 2 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 水口 猛

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

「フェリー等を一時的な宿泊施設として活用するための実証調査(奥尻)」業務

奥尻島は「奥尻ブルー」と絶賛される美しい海や自然景観等により人気の高い観光地の一つであるが、慢性的な宿泊施設不足により、一時的な観光需要に対応できない状況が続くと想定されることから、停泊するフェリーや公共施設などのリソースを一時的な宿泊所として活用するための検証を行い、実現に向けた課題を整理する。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 6 年 3 月 29 日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)

(3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当: 田尻、 福田
TEL:011-290-2723

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所

令和 5 年 10 月 2 日から 令和 5 年 10 月 20 日まで、
(1)に同じ。

説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 5 年 10 月 23 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は6部提出。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 5 年 10 月 25 日(予定)

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。

仕様書（案）

1. 業務名

「フェリー等を一時的な宿泊施設として活用するための実証調査（奥尻）」業務

2. 業務の概要

〔1〕業務の目的

奥尻島は「奥尻ブルー」と絶賛される美しい海や自然景観があり、ウニやアワビといった海産物が高く評価されている。加えて、近年ではアウトドアアクティビティも充実し、島民の暖かいおもてなしから人気の高い観光地の一つである。

しかしながら、人口は2014年以降10年間で21%減少し2,346人（令和5年1月1日現在）、出生数も2014年と比べ8割減となるなど人口減少が加速している。宿泊施設数も2018年の緑館の閉館など24軒から22軒に減少し、宿泊施設の収容人員では875人から433人となっている。さらに、2019年に始まった自衛隊関連施設の工事や、町役場の建設工事といった公共工事が2027年度まで続き、慢性的な宿泊施設不足により、一時的な観光需要に対応できない状況が続くことが想定されている。

そのため、島に停泊するフェリーや公共施設などのリソースを一時的な宿泊所として活用するための検証を行い、実現に向けた課題を整理する。

〔2〕業務の内容

（1）フェリー・公共施設等の宿泊利用調査

使用フェリー：ハートランドフェリー（株）カランセ奥尻

使用公共施設等：奥尻町の本事業担当者と相談の上2カ所以上選定すること

日程：11月下旬～12月上旬の1泊2日

荒天によるフェリーの欠航等を考慮し、予備日程を設定すること。

（ア）参加者の募集

- ・宿泊利用調査の参加者として島外在住者を30人以上募集する。
- ・国内在住外国人を含めること。
- ・性別、年齢等に偏りがいないこと。一般利用を見据え幅広い年代層、客層からの意見を反映出来るよう参加者を募集すること。

（イ）利用調査の運営

- ・参加者の奥尻島への移動手段（フェリー）の手配
- ・参加者への食事の提供（1日目の夕食、2日目の朝食）※必要な場合
- ・入浴の提供（入浴施設までの移動方法も含む）※必要な場合
- ・宿泊する各施設において快適な滞在となるような運営（寝具、照明、電気の供給、プライバシー確保、備品・消耗品、トイレ、その他）

・参加者、フェリー、公共施設等の安全、保安を確保するために必要となる各種備品、要員等の手配

・奥尻町関係者、ハートランドフェリー(株)と事前に協議、調整することに加え、その他関係する法律、条例等に抵触することがないように実施すること。

（ウ）奥尻島到着後の滞在中の過ごし方

- ・奥尻等到着後、食事・入浴等各宿泊施設等が定めるタイムスケジュール以外の時間帯は自由行動を基本とするが、参加者の意向等も考慮し、奥尻島での滞在がより魅力的となるようなモデルプラン、オプションプランがあればそれ

を含めて提案すること。

- (エ) 参加者へのアンケート及び関係者へのヒアリング調査の実施
・実施に向けた課題を整理・抽出するため、参加者、フェリー・公共施設等の管理者、食事・入浴手段等の提供者に対して、アンケート／ヒアリング調査を実施する。調査内容については、北海道運輸局と協議の上決定することとするが、本事業の趣旨・目的を踏まえて効果的な内容があれば提案すること。
- (オ) (ア)～(エ)については全て企画提案書に記載すること。

(2) 宿泊利用実現性の検討

- (ア) アンケート、ヒアリングを参考に奥尻島全域で提供できる施設の適切な収容能力を試算すること。試算方法は企画提案書に記載すること。
- (イ) 奥尻町協力のもと各施設にある寝具等の宿泊に使用可能な備品をリスト化すること。
- (ウ) 宿泊利用調査において抽出された課題に対して実現可能な解決方法を具体的に提示すること。
- (エ) アンケート、ヒアリング、試算結果、解決方法を基に奥尻町関係者と意見交換会を開催し運営体制を含めた今後の方向性をとりまとめること。
- (オ) 本取組が第6期奥尻町発展計画「交流のあるまちづくり」に対して裨益するかを検証し、とりまとめること。

(3) 調査結果のとりまとめ

- (ア) フェリー・公共施設等の宿泊利用調査終了後、速やかにアンケートを取りまとめ中間報告を行うこと。
- (イ) (2) (オ) でとりまとめた調査結果の評価を行うための報告会を開催すること。

3. 企画提案と業務運営に関する留意事項

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

[1] 企画提案について

- ① 業務内容に関する具体的な企画案(項目、方法、調査目標等)。過去に類似の調査(観光以外の分野を含む)を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。
- ② 奥尻町関係者、ハートランドフェリー(株)と事前に協議、調整すること。
- ③ 業務実施体制、作業工程、資金計画、緊急連絡体制図
- ④ 企画競争参加者の概要等
- ⑤ 参考見積(概算・消費税含む)
- ⑥ 再委託等の有無及び予定

[2] 業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 奥尻町関係者、ハートランドフェリー(株)の意向を踏まえ、必要に応じて協議を行いながら事業を進めること。
- ③ 意見交換会、報告会はWEBでの開催も可能とする。

- ④ 仕様書に記載されていない事項で、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度北海道運輸局と協議し、その指示に従うこと。
- ⑤ 本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ⑥ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地説明・現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- ⑦ 旅行業法他、関係する法律、条例等に抵触することがないように実施すること。
- ⑧ 再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ⑨ 資料、成果品等の作成
 - ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
 - ・納品された写真等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、写真や成果品は北海道運輸局及び JNTO の WEB サイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。

[3] 履行期限 令和6年3月29日（金）

[4] 成果品

- ・事業実施報告書（A4判縦、カラー） 3部
- ・事業概要（PowerPoint、A4横、カラー、1枚にまとめたもの） 3部
- ・事業実施報告書、事業概要等に係る電子データ（CDまたはDVD） 3枚

4. 事業実施報告及び成果物の提出期限

令和6年3月25日（月）

5. 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

6. 監督職員 北海道運輸局函館運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当）

7. 検査職員 北海道運輸局観光部国際観光課長